

## 江別市スポーツ協会費用弁償及び旅費支給要項

### (目的)

第1条 この要項は、江別市スポーツ協会（以下「本会」という。）の職員等に対する費用弁償及び旅費の支給について定めることを目的とする。

### (費用弁償及び旅費)

第2条 費用弁償及び旅費の支給は次のとおりとする。

- (1) 本会規約に定める会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員等」という。）の旅行については、費用弁償として旅費を支給する。
- (2) 本会事務局規程第2条に規定する職員（以下「職員」という。）が業務のために旅行する場合には旅費を支給する。

### (定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行 本邦（本州・北海道・四国・九州・沖縄本島及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 出張 職員が業務のために一時その勤務場所を離れて又はその住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 近郊 札幌市、北広島市、当別町、新篠津村、岩見沢市及び南幌町の各地域をいう。

### (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道は除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

### (旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

- 2 旅費計算上の旅行日数は、業務上必要とする日数とする。ただし、業務上の必要又は、天災その他やむを得ない事情により要した日数を加えることができる。

(旅費の精算手続)

第6条 概算払いに係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行の完了後、速やかに当該旅費の精算をしなければならない。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下「運賃」という。）と急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する路線による旅行の場合には、下位等級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない路線による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 普通急行列車を運行する路線による旅行で、片道50キロメートル以上の場合は、普通急行料金を支給する。
- (4) 特別急行列車を運行する路線による旅行で、片道100キロメートル以上の場合には、新幹線特別料金又は、特別急行料金を支給する。
- (5) 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で、片道100キロメートル以上に該当する場合に限り支給する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合上など特に普通急行列車を利用する必要がある場合は、キロ数にかかわらず、利用する急行料金を支給することができる。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、1等級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 座席指定料を徴収する船舶を運行する航路による旅行の場合には、座席指定料を加える。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、航空各社の定める運賃による。ただし、往復料金の定めのあるものはその運賃による。

(車賃)

第10条 車賃の額は、旅客運賃の実費により支給する。

(日当)

第11条 日当の額は、旅行中の日数に応じ、別表1の定額による。ただし、当協会の総会、理事会及びこれと同日開催の三役会議に出席する場合は支給しない。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は、旅行中の夜数に応じ別表2の定額による。ただし、主催

者側から宿泊料金を定めて通知のあったものについては、定められた宿泊料を超えて支給することができる。

(旅費の特例)

第13条 業務の性質上、他団体等から費用弁償又は旅費の支給を受ける場合は、この要項による費用弁償又は旅費は支給しない。

(準用規程)

第14条 外国旅行、その他この要項に定めのない事項については、江別市職員等の旅費に関する条例により会長が定める。

(委任)

第15条 この要項の定めに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は平成27年4月1日に定める。

附 則

この要項は、2020年4月1日から施行する。

別表1

職名	日当		
	市内	市外	
		市外	近郊
会長・副会長	700円	1,400円	1,400円
理事長、副理事長 理事、監事	700円	1,200円	1,200円
職員	0円	1,200円	0円

別表2

職名	宿泊料		
	道内	道外	
		甲地方	乙地方
会長・副会長	8,000円	12,000円	10,000円
理事長、副理事長 理事、監事	8,000円	10,000円	9,000円
職員	6,000円	8,000円	7,000円

備考：甲地方とは、東京都の特別区をいい、乙地方とは、甲地方を除く道外地域をいう。